

亘理町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により指定管理団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年 6月22日

亘理町監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成30年5月31日（月）

2 監査の対象

平成29年度における指定管理団体の中から次の団体を抽出し監査を実施した。

(1) 逢隈児童館

所管課：子ども未来課

指定管理団体：社会福祉法人宮城県福祉事業協会

(2) 中町児童クラブ

所管課：子ども未来課

指定管理団体：社会福祉法人宮城県福祉事業協会

3 監査の目的

協定等に基づく義務の履行を適切に行い、施設を効果的かつ効率的に運営しているか、会計経理が適切であるかを主眼として実施した。

4 監査の方法

上記所管課については導入した目的、趣旨は生かされているか、指導監督は適正に行われているか。また、指定管理団体については基本協定書及び年度協定書に基づき事業が施行されているか、会計処理は適正に行われているか。団体代表者等から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

5 監査の結果

上記指定管理団体及び所管課については、基本協定書及び年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務内容及び履行方法は適正に執行されていると認められた。

逢隈児童館

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理団体	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会
指定管理料	39,500,000円
所管課	子ども未来課

2 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に執行された逢隈児童館指定管理料に関する事業について

3 監査の実施日

平成30年5月31日（木）午前9時25分から午前11時35分まで

4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

児童福祉法に規定されている児童福祉施設として、3～5歳児を対象とした幼児保育、就労等により放課後保護者が不在の家庭の子どもを対象とした放課後児童クラブ、地域の子育て家庭の支援を行う子育て支援事業等を実施し、児童の尊重と健全育成を目的に、行政機関、地域住民及び関係機関等と連携しながら児童の健康管理と安全確保に努めている。

併せてその管理施設及び備品等の維持管理業務を遂行している。

2 監査の結果

逢隈児童館の指定管理者である社会福祉法人宮城県福祉事業協会および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、適正に執行されていると認められた。

中町児童クラブ

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理団体	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会
指定管理料	17,952,000円
所管課	子ども未来課

2 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に執行された
逢隈児童館指定管理料に関する事業について

3 監査の実施日

平成30年5月31日（木）午後1時25分から午後2時40分まで

4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他
関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

就労等により、放課後保護者が不在の家庭の子どもを対象とした放課後児童クラブを、様々な体験や地域の方々との交流を通して運営するとともに、地域で支える子育て環境の整備事業として、孫育て交流事業や伝承遊び支援事業等を実施し、祖父母世代と子育て中の親世代が世代を超えて子育て知識や情報などを共有する場・交流する場の提供に務めている。

併せてその管理施設及び備品等の維持管理業務を遂行している。

2 監査の結果

中町児童クラブの指定管理者である社会福祉法人宮城県福祉事業協会および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、適正に執行されていると認められた。